

令和4年度第2回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和4年6月2日（木）午後2時～午後3時45分

場 所：生駒市役所 4階 403会議室

出席者：【委員】 九鬼委員長、八木委員、渡邊委員

【事務局】 杉浦総務部長、飯島総務課長、酒見総務課課長補佐、
大石総務課法制係長、大坪総務課係員、葛葉総務課係員

会議内容：

1 令和4年度第1回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和4年1月～3月分）について

（事務局） 資料2～4で説明。今回は令和4年1月から3月までの3か月分で、個人から5件、公職者から21件、団体・法人から3件の計29件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告はなかった。

（事務局） 前回の会議で、No.52について、報告書に關係課である営繕課に伝えたとの記載があり、その後の対応についてどうなっているかのご質問をいただいたため、営繕課に確認したところ、要望等記録に記載されている内容は要望を受ける前から既に把握していた内容であったので、要望を受けての特別な対応は行っていないということであった。

（委員） No.64からNo.67について、同じ方から同様の要望であるようだが、No.67のみ不当要求の可能性ありとしているのはなぜか。

（事務局） 4件とも同じ内容ではあるが、No.64からNo.66までは単なる問合せや確認事項であり、No.67の要望の内容だけが水利組合に説明に行くよう、義務のないことを求める内容であったため不当要求行為の可能性ありとしたと担当課から聞いている。

（委員） No.67の対応方針に「数年前から同じ話の繰り返しであり」とあるが、過去に同様の要望があった記録はあるか。

（事務局） 過去の履歴を調べたが、同様の要望は確認できなかった。要望の内容もかなり前のことであり、いつ話をされたかはわからない。

（委員） No.79について、議会での説明がないのであれば一般質問に挙げる方向で考えるとあるが、どういった内容の要望か。

（事務局） 計画の中には、議会で説明するものもあるため、この内容が議会で説明するものあれば一般質問に挙げる必要はないが、もし説明がないものであれば一般質問で質問するといった内容のものであった。

（委員） No.78について、支援をお願いしたいという内容だが、不当要求ではないか。

（事務局） 要望があったからといってすぐ対応するようなものではなく、単なるお願いとして捉えている。

- (委員) No. 81 と No. 82 で不当要求行為の可能性の有無が分かれているが、なぜか。
- (事務局) No. 81 の段階で不当要求行為の可能性ありとし、顧問弁護士に相談の上、これ以上の対応は必要ないと判断した案件で、No. 82 は引き続きの内容だったため、不当要求行為の可能性ありとして取り扱わなかったと担当課から聞いている。
- (委員) 同じ人が同様の内容で要望に来た際の対応はどうしているのか。
- (事務局) 不当要求・クレーマー対応マニュアルに沿って対応を行っている。
- (委員長) No. 82 について、要望が長時間に渡る場合に、職員 1 人ではなく複数人で対応すべきである。
- (委員) No. 83 について、内容を見る限り不当要求行為ではないか。
- (事務局) まともに話ができるような状況ではないということで担当課は不当要求行為の可能性なしとした。

3 令和3年度報告書(案)について

- (委員) 要望に対応する職員については、複数人で対応するように心掛けることを記載してはどうか。
- (委員) 職員向け研修についても、新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく開催できてなかったが、今後も定期的に行っていく旨記載したい。
- (委員) 学校に寄せられている要望については、依然として報告が少ないため、引き続き対応について検討する必要がある。
- (委員長) 公益目的通報の件数について、令和3年度は0件だったが、制度の周知の観点からも毎年度報告書には記載した方がよいのではないか。

4 その他

- ・次回の会議は、7月29日(金)午後2時から開催

[配布資料]

- [資料1] 令和4年度第1回法令遵守委員会会議録(案)
- [資料2] 法令遵守推進制度の運用状況表(令和3年度)
- [資料3] 要望等記録一覧表(令和4年1月～3月分)
- [資料4] 要望等記録票兼報告書(令和4年1月～3月分)
- [資料5] 令和3年度法令遵守推進制度に係る報告書(案)